

外部突起物規制（ルーフキャリア）のご案内

平成 22 年に
平成 29 年 3 月 31 日へ変更あり

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
別添 21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」

- 平成 21 年 1 月 1 日以降の『新規登録（新車）』の車が対象となります。
- ※対象車両については、後付けの**キャリア**・スピーカ・青色回転灯も対象となります。
- ※外部突起物規制に対応していない製品を取り付けての『新規登録（新車）』できません。

関連法令：道路運送車両の保安基準第 18 条（車枠及び車体）「外装の技術基準」「外装の手荷物積載用部品の技術基準」

『新規登録（新車）』時の車両取り付け状態での規制対応については、お近くの管内運輸支局・事務所・自動車検査独立行政法人にお問い合わせください。

参考：**継続検査**（車検）時は乗用車と商用車の区別なく、『**車両取付部とキャリア脚部の取付固定方法が、【リベット止め／溶接付け】以外の【ねじ締めタイプ】**』であればOKで、ロッキー製品は全て対応品です。尚、「外装の手荷物積載用部品の技術基準（R2.5）」等々も重視しております。

■ 対象車種

3・5・7 ナンバーの乗用車が対象（8 ナンバーでもベース車で識別）

※ 1・4 ナンバーの**商用車・二輪自動車・トラック・建機類は対象外**

■ 対象となる部位

- ①車高 2m以下の外装部（外部表面）
- ②フロアラインより上方の部分
- ③走行中・停車中及び、前後左右関係なく対象
- ④Φ100 球が直接当たる部分
- ⑤着脱式キャリア・回転灯・広報用スピーカなども対象

■国土交通省は、自動車の国際基準調和を推進し、装置の相互承認の拡大を図るため、平成 13 年 6 月 30 日、速度計、ヘッドランプクリーナー、駐車灯、側方灯、乗用車の外装（ボディ、バンパ、キャリア、アンテナ等をいう。）の外装突起、二輪車の後写鏡等、計 10 品目について、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正し、「**車両等の型式認定相互承認協定（略称）**」に基づく相互承認の対象装置に追加します。

今回の措置により、相互承認協定に付属する 6 規則が国内の関係規則に取り入れられ、相互承認の対象装置は、合計 29 品目（17 の協定規則）となります。（国土交通省 引用）

参考：自動車交通局 技術安全部技術企画課（内線 42255）電話：03-5253-8111（代表）

2008 年 12 月 16 日

ロッキープラス株式会社

ROCKY ロッキールーフキャリア

《運輸省(当時)通達による》外装部品装着の取扱いについて

ロッキールーフキャリアは「指定部品」です！

去る 1995 年(平成 7 年)11 月 22 日に所謂規制緩和の一環として、運輸省(当時)より以下の通達がなされました。弊社で販売しているルーフキャリア(外装部品)は、弊社の指定取り付け状態においては同通達に該当しておりますので、ご安心して車両に装着していただけます。

■構造装置の軽微な変更時の取扱いについて

使用過程における自動車について、軽微な変更となる自動車部品の取り付けについては、構造等変更に係わる諸手続きを簡素化し、1995 年(平成 7 年)11 月 22 日より実施されました。

この場合の軽微な変更とは、以下の 2 点 (①・②) となります。

①自動車部品を装着したときに寸法(長さ、幅及び高さ)及び車両重量が一定範囲内である場合。

	長さ	幅	高さ	車両重量
軽自動車・小型自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±50kg
普通自動車・大型特殊自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±100kg

②指定する自動車部品(以下「指定部品」とする)を、溶接またはリベット以外の取り付け方法により装着した場合。

	主な指定部品の例(外装関係)
(A)	<p>【手荷物等を運搬する為の部品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルーフキャリア(ラック)・スキーキャリア(ラック)・ハシゴ・その他キャリアなど <p>P S : 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。(道路交通法第 55 条第 2 項)</p>
(B)	<p>【空気流を調整等する為の部品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルーフデフレクター・エアスポイラ・フェンダースカート・その他のエアロパーツなど
(C)	<p>【その他の機能的部品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者用操作装置・エアバッグ・けん引用トレーラ・ヒッチ・ショックアブソーバ・ストラット式ショックアブソーバ・マフラー、排気管・タイヤ・ホイールなど

国土交通省ホームページ 自動車検査・登録ガイドより抜粋 ※一部改修・追記を加えています

参照 URL : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/kns05.htm>

参考文献 : 道路運送車両の保安基準詳解(交文社刊)

自動車部品を装着した場合の構造変更検査等における取扱いについて(依命伝達)

(平成 7 年 11 月 16 日付け運輸省自動車交通局通達自技第 234 号・自整第 262 号)

<まとめ>

①②のどちらかに該当した場合は、諸手続きが不要となります。

なお、これらの軽微な変更となる自動車部品を装着した状態においても、道路運送車両の保安基準に適合していることが必要であり、これはユーザーの責任において管理していただくこととなります。また、新規検査又は予備検査においては、検査時の状態で自動車の諸元を決定する従来どおりの取扱いとなります。

*この「指定部品」はナンバープレート取得後に適応されます。

*この「指定部品」は継続検査(車検)において装着のままで継続検査が受けられます。

*この「指定部品」は「外部突起物規制」(平成 21 年 1 月 1 日)とは別物です。